

# 夜間景観実態調査及び方針検討業務委託仕様書

## 1 業務名

夜間景観実態調査及び方針検討業務

## 2 目的

近年、フルカラーLED照明等の照明技術の進歩や、夜間の経済活動や楽しみ方の拡充を図るナイトタイムエコノミーの推進などを背景に、建築物や橋りょう等のライトアップや壁面へのプロジェクションマッピングなど、屋外空間をより華やかで魅力的に演出する景観照明の活用は、高度化・多様化が進んでおり、観光消費額の増大や観光客の滞在時間の延長を目指す本市においても有効な手段として、今後更なる活用が見込まれている。

こうした景観照明の活用は、夜間景観に彩りやにぎわいを加え、都市の魅力を高める要素となる一方で、漏れ光等により景観や安全面に悪影響を及ぼす「光害」が懸念されることから、活用に当たっては、一定の秩序をもった適切な景観誘導が求められる。

これらの状況を踏まえ、国際平和文化都市として世界に輝き、市民に愛される広島らしい魅力ある夜間景観の形成に向けて、平成26年策定の「広島市景観計画」への位置付けを念頭においた景観誘導の枠組みを構築するため、市内複数のモデル地区において夜間景観の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえた対応策等を検討し、本市の魅力ある夜間景観の形成に向けた方針を提案するものである。

## 3 業務場所

広島市内

## 4 業務内容

「広島市景観計画」等の上位計画や関連計画の内容を踏まえ、以下の業務を行う。

### (1) モデル地区における実態調査

デルタ市街地のみならず田園地域や島しょ部を含めた本市を象徴するモデル地区を設定し、モデル地区ごとに、夜間の光環境（グレア、色温度、演色性、陰影のバランス、鉛直面の明るさ、オペレーション、環境への配慮）等の現地調査を行い、夜間景観の特徴や課題を抽出する。

なお、モデル地区は8地区程度、調査箇所は1地区につき5箇所程度（計40箇所程度）を想定しており、本市との協議により決定する。

### (2) 本市の魅力ある夜間景観の形成に向けた方針検討

(1)の業務から確認された夜間景観に関する特徴や課題を踏まえ、魅力ある夜間景観の形成に向けた方針や地域特性に応じた対応策等について、モデル地区ごとに作成したイメージ図とともに提案する。

## 5 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 6 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。納品は、本業務の期間内に行うこととする。また、記録媒体の納品に当たっては、記録媒体の納品ケース等に記録されているデータの名称等を明記し、データの損傷、記録媒体の破損等がないよう留意すること。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 業務報告書             | 2部 |
| (2) 業務報告書（資料編）        | 2部 |
| (3) 本業務で取得又は作成した資料    | 1式 |
| (4) (1)～(3)に係るデジタルデータ | 1式 |

※ デジタルデータの形式については、本市の指示によることとする。

## 7 その他

- (1) 業務報告書の作成に当たっては、その内容について本市職員と十分に協議を行うこと。
- (2) 実態調査時に撮影した画像についても、業務報告書の付録として電子媒体により提出すること。
- (3) 業務上受注者の不注意や不備により生じた費用はすべて受注者の負担とする。
- (4) 調査に必要な機材等は受注者において用意すること。また、調査に当たっては、法令順守、安全管理に十分留意して実施すること。
- (5) 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市職員の指示に従うものとする。本業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担しなければならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずにほかに公表又は貸与してはならない。
- (7) 本業務の遂行に当たっては、発注者と密接な連携をとりながら進めるものとし、疑義が生じた場合、双方協議の上で決定するものとする。
- (8) 業務について協議を行った場合は速やかに会議の記録を作成し、その都度、提出するものとする。
- (9) 受注者は業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受注者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。